

# 告 示

## 埼玉県告示第千四百四十五号

埼玉県議会令和六年九月定例会において議決された令和六年度埼玉県一般会計補正予算（第一号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

令和六年十月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

令和6年度埼玉県一般会計補正予算（第1号）

令和6年度埼玉県一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,011,562千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,128,530,879千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		2,515,939	105,762	2,621,701
	2 負担金	2,335,641	105,762	2,441,403
9 国庫支出金		169,853,110	2,535,389	172,388,499
	2 国庫補助金	47,281,870	2,535,389	49,817,259
13 繰越金		500,000	262,857	762,857
	1 繰越金	500,000	262,857	762,857
14 諸収入		30,373,171	73,554	30,446,725
	4 受託事業収入	2,120,842	73,554	2,194,396
15 県債		180,229,000	2,034,000	182,263,000
	1 県債	180,229,000	2,034,000	182,263,000
歳入合計		2,123,519,317	5,011,562	2,128,530,879

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		75,912,764	141,385	76,054,149
	1 公衆衛生費	35,098,422	141,385	35,239,807
8 土木費		128,604,557	4,798,644	133,403,201
	2 道路橋りょう費	55,928,940	2,801,841	58,730,781
	3 河川費	37,512,234	869,086	38,381,320
	4 都市計画費	23,669,083	1,127,717	24,796,800
10 教育費		506,757,586	71,533	506,829,119
	5 特別支援学校費	48,850,012	71,533	48,921,545
歳出合計		2,123,519,317	5,011,562	2,128,530,879

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	県有財産管理営繕事業費	450,000
		災害防除費	100,000
		電線地中化（道路）整備費	50,000
		道路構造物維持事業費	50,000
		道路改築費	90,000
	2 道路橋りょう費	社会資本整備総合交付金（改築）事業費	925,000
		橋りょう修繕費	338,149
		橋りょう補修事業費	91,851
		橋りょう架換費	460,000
		橋りょう整備事業費	103,500

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
8 土 木 費	3 河 川 費	緊急浚渫推進費	90,000
		排水機場等維持修繕費	361,500
		ダム等施設管理費	360,000
		河川改修調査費	145,090
		河川改修費	3,631,000
		河川改修事業費	724,000
		社会資本整備総合交付金（河川）事業費	1,406,042
		市町村治水事業費負担金	12,000
		川の再生推進費	400,000
		砂防維持修繕費	218,000
		砂防施設費	212,070

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
		急傾斜地崩壊対策費	50,000
		急傾斜地崩壊対策事業費	50,000
		社会資本整備総合交付金(砂防)事業費	197,268
		社会資本整備総合交付金(急傾斜地)事業費	50,000
		砂防施設事業費	295,000
	4 都市計画費	街路整備費	15,000
		街路改良事業費	110,000
		社会資本整備総合交付金(街路)事業費	80,000
10 教育費	4 高等学校費	県立高等学校エレベーター等設置費	232,146

第3表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路事業	4,655,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	5,868,000		(補正前に同じ。)	
河川事業	2,301,000	同上	同上	同上	2,684,000		(同上)	
砂防事業	477,000	同上	同上	同上	492,000		(同上)	
街路事業	2,081,000	同上	同上	同上	2,504,000		(同上)	



令和6年9月25日提出

埼玉県知事 大野 元 裕